

※以下の書類を添えてお申込みください。

①保護者(父・母)の個人番号カードまたは個人番号通知カード(および運転免許証・パスポートなど身元を確認できるもの)

注:申請者ご本人が申込みに来られない場合は委任状が必要です。また、その場合は申請者の個人番号通知カード(写し可)と代理人の方の身元を確認できるものも必要です。

注:個人番号通知カードは記載事項に変更がないもの、または正しい手続きがとられているもののみ利用できます。

②施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書

③保護者(父・母など)がお子さんの保育を必要とすることを証明する書類

※お子さんが保育を必要とすることを証明するものです。提出がない場合は支給認定および入所承諾ができません。

現住所・連絡先(未転入の場合)

〒 —

TEL () —

※転入予定日 令和 年 月 日

就労証明書	就業・内職のため保育が必要な方 ※内職は就労証明書のほかに、内職に従事していることを証明する書類を添付 賃金明細、作業指示書など
	育児休業から復帰するため保育を必要とする方 自営業・自営業手伝いのため保育が必要な方 (個人事業主又はその同居家族と一緒に自営業をしている場合) ※自営業であることがわかる書類を添付 店舗がある場合…開業届、登記事項証明書、営業許可証の写し 店舗がない場合…確定申告書の写し、事業名称・所在地・事業内容がわかる パンフレットやホームページ等
入所理由申立書(求職中)	求職のため保育を必要とする方 ※ハローワークの受付票のコピーを貼付 ※入所日の1か月以内に就労できない場合は退園となります。
入所理由申立書(非就労者用)	出産・障がい・病気・看護(同居親族)・就学のため保育を必要とする方 ※母子手帳のコピー・診断書・在学証明書・時間割などを貼付

用紙が足りない場合はコピーをしてご使用ください。

※65歳未満の祖父母等が同住所にいる場合で、保育を必要とする理由がある方については、就労証明書などの提出をお願いします。(入所児童選考時に考慮します。)

④乳幼児の状況 … 入所希望児童1人につき1枚。児童の面接の際に使用します。

【以下 I・II に該当者する方のみ】

- I 3歳未満児(第1子)で公立保育園・私立保育園・認定こども園(公立)に申し込む場合
- II 0~5歳児で公立保育園の延長保育を利用する場合